平成２１年（フ）第３２７号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目6095番地５
債務者　土田　佳代
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒原　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５２号
京都市伏見区淀美豆町251番地106
債務者　平川　博則
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　輝人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
三重県伊勢市小俣町明野461番地
債務者　北村由佳里
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
三重県志摩市阿児町鵜方3019番地６
債務者　大矢　文子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
和歌山県岩出市中島901番地の10
債務者　中谷　睦子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　薫満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８６号
北海道北広島市大曲並木３丁目19番地４
債務者　館山　吉文
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　唯彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２９３号
山形市飯塚町1212番地38－Ｇ－402号市営飯塚アパートＧ棟
債務者　ソウルサミットこと　真木　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６１号
山形市大字岩波５番地あたご荘
債務者　三澤　　勇
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７３号
山形市城南町２丁目10番２号　サン・ファーレ203号
債務者　山口奈緒子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
山形市南松原１丁目９番地５－１－302号県営住宅
債務者　大坂屋正彦
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
山形県東根市温泉町２丁目８番７号
債務者　清野　　満
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
山形県西村山郡河北町谷地荒町東２丁目20番地の19
債務者　中里　節子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
山形市江南２丁目１番16号　ロワール江南Ａ号
債務者　多田　圭佑
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７号
山形市桜田東２丁目９番24号
債務者　板垣　　賢
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８号
山形市吉原１丁目12番31号
債務者　穂積　夏子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５号
山形県天童市南小畑３丁目９番28号
債務者　村山　祐二
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１号
愛知県岡崎市滝町字本部35番地５
債務者　和出　　勇
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２号
岐阜県海津市南濃町津屋1758番地
債務者　徳山　順一
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係